

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」 スクリーニング検査助成制度交付要綱

平成17年5月1日 制 定

平成29年3月23日 最終改定

公益社団法人 全日本トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）患者の早期発見と適切な治療及びSAS治療中の運転者に対し、点呼時の健康管理等を通じて労働災害事故防止に寄与することを目的とし、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が、各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて行うSASスクリーニング検査の受診助成金交付事業について必要な事項を定める。

（資格・要件）

第2条 全ト協は地方協会会員事業者（以下「事業者」という。）が、第3条に定める指定検査・医療機関に自社の運転者のSASスクリーニング検査を受診させた時に助成する。

（指定検査・医療機関）

第3条 SASスクリーニング検査を実施する検査・医療機関は別に定める「トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査を行う検査・医療機関の指定に関する規程」に基づき指定する。

（助成対象の検査）

第4条 助成対象となる検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とする。

- (1) 第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）
- (2) 第2次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）

（助成額）

第5条 検査の助成金額は、次に掲げる各号とする。

- (1) 第1次検査費用の半額（上限 500円／人）
- (2) 第2次検査費用の半額（上限2,000円／人）
- (3) 第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は合計費用の半額（上限2,500円／人）

2 地方ト協への交付限度額は、別に定める。

(申請受付等)

第6条 申請受付は、原則として、4月1日から12月末日までとする。

2 地方ト協は、別に定める地方ト協ごとの交付限度額を超えて申請することはできない。

(助成適否の事前確認)

第7条 事業者は、助成適用の適否について、事前に地方ト協の確認を受けなければならない。

(検査の予約と申込み)

第8条 前条の確認を受けた事業者は、「スクリーニング検査事前申込書【様式1-1】（以下「事前申込書」という。）」を、所属する地方ト協会長に提出するものとする。

2 事前申込書を提出した事業者は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則1ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第9条 事業者及びスクリーニング検査申込者（以下「申込者」という。）は、検査にあたり、「スクリーニング検査申込書兼委任状【様式1-2】（以下「申込書兼委任状」という。）に署名・捺印し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを事業者が保管するものとする。

2 事業者は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは当該者の欄のみの写しを交付するものとする。

3 申込書兼委任状の取り扱いについては、指定検査・医療機関及び事業者は個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などの無いよう充分注意しなければならない。

(助成金の支払請求)

第10条 事業者は、検査終了後「スクリーニング検査実績報告書【様式1-3】（以下「実績報告書」という。）」と指定検査・医療機関発行の検査費用明細書の写し及び領収証の写しを添付し、地方ト協に提出するものとする。

2 地方ト協は、事業者から提出された実績報告書を「スクリーニング検査助成金請求書一覧【様式1-4】」に1ヶ月ごとにとりまとめ、全ト協に対して助成金の支払いを請求するものとする。

(助成金の交付)

第11条 前条により請求を受けた全ト協は、原則として、請求日の翌月末日までに地方ト協会長に対して助成金を交付するものとする。

(助成金の支給)

第12条 前条により交付を受けた地方ト協は、事業者に対して速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第13条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(検査の結果報告)

第14条 事業者は、第10条に規定する助成金の支払請求の後、3ヶ月を目途に、SASスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、「スクリーニング検査結果状況等の報告【様式1-5】(以下「検査結果報告」という。)」により地方ト協に報告するものとする。

2 地方ト協は、事業者から提出された検査結果報告をとりまとめ、1ヶ月毎に全ト協に報告するものとする。

(指定検査・医療機関の結果報告)

第15条 指定検査・医療機関は、次の各号について「検査の実績と受診者の判定比率【様式1-6】」により、毎年度6月30日までに全ト協に報告するものとする。

- (1) 年間の検査の実績人数及び検査結果の判定人数と比率
- (2) 要精密検査と判定された後の治療状況等の報告

(その他)

第16条 本要綱に記載の無い事項については、全ト協と地方ト協が協議し対処する。

(附則)

1 本要綱は、平成17年7月1日より実施する。

(附則)

1 本要綱は、平成20年4月1日より改定実施する。

(附則)

1 本要綱は、平成24年4月1日より改定実施する。

(附則)

1 本要綱は、平成25年4月1日より改定実施する。

(附則)

1 本要綱は、平成26年4月1日より改定実施する。

(附則)

1 本要綱は、平成27年4月1日より改定実施する。

(附則)

1 本要綱は、平成28年4月1日より改定実施する。

(附則)

1 本要綱は、平成29年4月1日より改定実施する。